

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第27号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第6条から第7条の3までの規定中「つり銭資金」の右に「及び払戻資金」を加える。

第11条第6項中「自動車部営業所及び高速鉄道部運輸事務所の」を、「自動車部営業所長、高速鉄道部烏丸線運輸事務所長及び高速鉄道部東西線運輸事務所長、その他の常時現金を保管する」に改め、「つり銭資金」の右に「及び払戻資金」を加える。

第32条第8号中「電信電話」の右に「通信」を加える。

第35条第1項中「職員の現金による」を「職員に現金による」に改め、同項第17号中「電信電話」の右に「通信」を加え、同項第20号の次に、次の号を加える。

(21) 職員の資格又は技能の取得及びその維持に係る経費

第37条第1項第1号中「5日」を「5営業日」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同項第4号を第3号とし、同項第5号中「5日」を「5営業日」に改め、同号を第4号とし、同条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、金銭出納員が必要があると認めた場合に限り、資金前渡の用途ごとに資金前渡出納簿を作成することができる。

第41条に次のただし書を加える。

ただし、旅費の取扱いについては、別に定めるものとする。

第45条の見出し中「つり銭資金」を「つり銭資金及び払戻資金」に改め、同条中「常時」を削り、「つり銭資金」の右に「及び払戻資金」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、つり銭資金及び払戻資金の取扱いを別に定めるものとする。

第45条の2中「第39条」の右に、「並びに第45条」を加える。

第46条第2項中「還付の請求を受けた場合は、」の右に、「預り証の返還を受けたうえで、」を加え、同項を第3項とし、同条第3項中「及び納付時に交付した領収書」を削り、同項を第4項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 金銭収納員は、前項の納入通知書又は納付書による納入を確認後、納入義務者に対し速やかに預り証を交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に第46条第1項の規定により収納決定した預り金等の取扱いについては、従前の例による。

(交通局企画総務部財務課)